

家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No.3903 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2026. 5. 18

・青森県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内24例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について……………	145
・北海道千歳市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内22例目）に係る移動制限の解除について……………	146
・静岡県における豚熱の患畜の確認（国内104例目）及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の持ち回り開催について……………	146
・家畜衛生レポート（熊本県）……………	147
・動物用医薬品副作用報告（令和8年2月）……………	150

☆青森県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内24例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

（令和8年4月28日付けプレスリリース）

青森県東北町で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内24例目）について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました。また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

1. 概要

（1）青森県東北町の農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内24例目、4月22日疑似患畜確定）について、動物衛生研究部門（注）が実施した遺伝子解析の結果、高病原性と判断される配列が確認されました。

（2）これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家畜を高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。

（3）また、当該高病原性鳥インフルエンザウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

（注）国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

2. その他

（1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

3. 参考

青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内24例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/260422.html>

☆北海道千歳市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内22例目）に係る移動制限の解除について

(令和8年4月26日付けプレスリリース)

北海道は、千歳市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内22例目）に関し、発生農場から半径3km以内で設定されていた移動制限区域について、令和8年4月26日（日曜日）0時（4月25日（土曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

1. 経緯

(1) 北海道は、令和8年3月25日に千歳市の家きん農場において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内22例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域）を設定しました。

(2) 北海道は、令和8年4月16日に発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定していた搬出制限を解除しました。

(3) 今般、北海道は、国内22例目の防疫措置が完了した令和8年4月4日の翌日から起算して21日が経過する令和8年4月26日（日曜日）0時（4月25日（土曜日）24時）をもって、移動制限を解除しました。

2. その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、プライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

3. 参考

- ・北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内22例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

- ・北海道で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内22例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

☆静岡県における豚熱の患畜の確認（国内104例目）及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の持ち回り開催について

(令和8年5月5日付けプレスリリース)

本日、静岡県富士宮市の養豚農場において家畜伝染病である豚熱の患畜が確認されたことを受け、農林水産省は「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について決定し

ました。現場及び周辺地域にも本病のウイルスが存在する可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあります。現場及び周辺地域での取材は、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 発生農場の概要

所在地：静岡県富士宮市

飼養状況：約2,930頭

2. 経緯

- (1) 令和8年5月4日（月曜日）、静岡県は、富士宮市の農場において異状が見られるとの通報があったため、当該農場に立ち入り、検査を実施しました。
- (2) 静岡県の検査により豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門（注）で精密検査を実施したところ、5月5日（火曜日）、豚熱の患畜であることが判明しました。
- (注) 国立研究開発法人農業・食品産業総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

3. 今後の対応

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

- (1) 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。
- (2) 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣します。
- (3) 本病の早期発見及び早期通報の徹底を図ります。
- (4) 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。
- (5) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底します。
- (6) 飼養豚への適時・適切なワクチン接種を徹底します。

4. 農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部

日時：令和8年5月5日（火曜日）（持ち回り開催）

5. その他

- (1) 豚熱は、豚、イノシシの病気であり、人に感染することはありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害するおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

☆家畜衛生レポート（熊本県）

熊本県城南家畜保健衛生所

熊本県城南家畜保健衛生所は県南部に位置し、畜産が盛んな鹿児島県、宮崎県と県境を接する人吉・球磨、水俣・芦北の両地域2市6町4村を管轄しています。家畜の飼養状況ですが、人吉・球磨は繁殖経営、水俣・芦北は肥育経営を中心とした肉用牛生産地帯となっています。また、県内でも有数の酪農が盛んな地域でもあり、地域内で生産された生乳は酪農組合が運営する大規模な加工プラントで処理され、新鮮かつ美味しい牛乳が学校給食や地域住民に提供されています。その他、家畜市場、と畜場及び

県内及び城南家保における家畜飼養状況

畜種	熊本県		城南家保			
	戸数	頭羽数	戸数	対県比	頭羽数	対県比
乳用牛	454	43,304	92	20.3%	8,332	19.2%
肉用牛	1,957	130,471	445	22.7%	33,301	25.5%
繁殖雌牛		42,057			10,060	23.9%
豚	137	334,682	13	9.5%	11,655	3.5%
採卵鶏	79	2,649,056	11	13.9%	99,849	3.8%
ブロイラー	82	3,803,53	16	19.5%	563,400	14.8%
馬	97	4,446	3	3.1%	22	0.5%
蜜蜂	259	12,861	39	15.1%	1,210	9.4%

熊本県畜産統計（令和6年度）

県内外に初生雛を供給する種鶏場・孵化場もあり、家畜衛生の啓発とともに県境防疫の要衝として、職員は使命感を持って業務に勤しんでいます。

当所の組織体制は衛生課と防疫課の2課体制であり、所長を含む獣医師職員8名（うち1名は会計年度任用職員）及び一般事務職員2名、ほか会計年度任用職員2名の計12名で業務を行っています。

牛伝染性リンパ腫（EBL）対策の取組み

球磨地域では平成30年以降、EBLフリーな肥育素牛に対するニーズの高まりを受け、EBLに対する危機感を持った肉用牛繁殖農家が清浄化への取組を地域ぐるみで開始しています。当所は、早期清浄化を希望する農家に対し、飼養形態、飼養環境や経営方針など、個々の農場の実態にあわせ、無理なく持続的に取り組める対策を提案し、サポートしています。現在、3農場が取組を継続中ですが、陽性率低減に差はみられるものの取組みの成果は着実に表れており、近い将来、清浄化に期待しています。

また、毎奇数月の18日と19日に開催される球磨家畜市場では、EBL対策の一環として、生産農家が任意でEBL抗体検査を行い、EBL抗体陰性として標示し上場しています。当所は、開催月の1日から開催前までの間、市場開設者が取りまとめた希望者の子牛についてEBL抗体検査を実施（令和6年度実績：406頭）し、地域が目指す市場評価の高い子牛作りに協力しています。

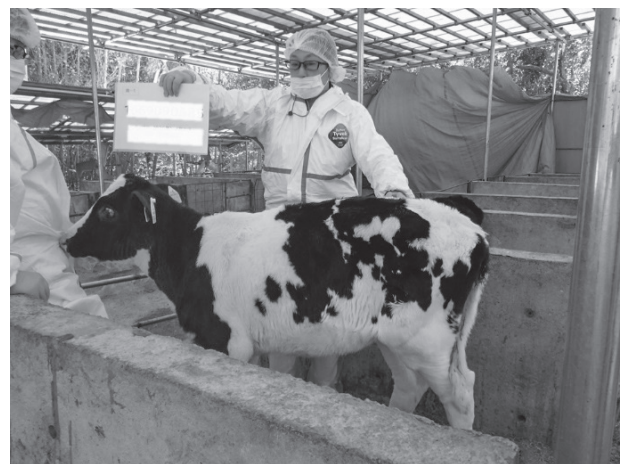
牛ウイルス性下痢（BVD）対策について

昨夏に、管内一酪農場で生産された子牛1頭が、移出先でBVDの持続感染牛（PI牛）と診断され、管理獣医師と家保による生産農場への対応が求められる事例が発生し、防疫対策ガイドラインに沿った清浄化対策に取り組むこととなりました。

対応として、まず飼養牛全頭のBVD検査（遺伝子検査、中和抗体検査）を実施、並行して月に1回、農場で生まれた新生子牛の検査を行っています。現状は、ごく少数の育成子牛、新生子牛でPI牛が散見されたものの、幸い成牛での摘発はなく、自主とう汰牛に対する家畜生産農場衛生対策事業（国庫補助）を活用しながら、経営への影響を最小限にとどめる努力をしています。しかし、毎月の検



飼養牛のEBL感染リスク別配置



BVD-PI牛の自主とう汰評価作業

査にかかる労力、継続検査がいつまで続くか見通せない不安、長期にわたる対策により、農場へかかる負担は大きいのが実情です。管理獣医師の全面的なバックアップも得ながら、将来的に農場経営のプラスにつながると願い、関係者一丸となって懸命に清浄化対策を行っています。

高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）防疫対策

管内に複数存在する種鶏場については、HPAI発生防止のための農場調査はもちろん、万一管内で発生し、種鶏場・孵化場が移動制限・搬出制限にかかった場合の対応等について、当所の鶏防疫担当を中心に種鶏場・孵化場側との情報交換、勉強会等の連携を図り、重点的な防疫対策を継続しています。さらに、県建設業協会とも協力し、HPAI発生にかかる防疫措置の事前準備として、養鶏場の調査を行い、立地条件や農場進入路の道幅、障害物の有無、埋却地の現況、どのくらいの車両・重機が入れるの

かなど、埋却地の掘削がスムーズにできるように、定期的に打合せ・確認を行っています。

さらに、人吉・球磨地域では、一級河川の清流「球磨川」、「川辺川」と両水系の支流が多数存在するため、埋却地の掘削の際、予想外に水が出て埋却困難となる可能性も否定できません。そのため、HPAI発生時に処分鶏の焼却を緊急的に検討せざるを得ない状況を想定して、地域の中核的な一般廃棄物焼却施設（クリーンセンター）に対し、使用協力を依頼するため打合せ会議を重ねました。事前協議に始まり、管内養鶏場の情報共有、緊急対応マニュアルの作成、焼却可能羽数の設定など、様々な取り組みを行った結果、令和4年11月に施設を運営する広域行政組合の承認が得られ、防疫措置に協力が得られることとなりました。

地域の獣医師との連携について

当所が所在する人吉・球磨地域は、昔から家保と地域の獣医師との関係が密接です。地域の獣医師会所属獣医師は、牛の異常産や子牛の呼吸器病混合ワクチン予防注射、家畜市場での検査・注射、狂犬病の集合注射など、産業動物及び小動物臨床の垣根を越え、お互い協力して対応する伝統が今も続いています。地域の基幹産業である畜産、家畜自衛防疫に対する理解が深く、家保として非常に心強い限りです。

獣医師会主催で動物愛護週間にあわせて開催される「動物フェスタ」は例年盛況で、家保も《動物の病気パネル掲示ブース》の出展を担当します。いつも畜産農家を相手に仕事をしている家保職員も、この時は家族連れなど一般の来場者に対し、畜産だけでなく、ワンヘルスや動物愛護も含めたお話しができる貴重な機会となっています。

以上、近年の当所の取組を紹介しました。職員一同、生産者、農業団体、獣医師や市町村役場と「顔が見える」関係を構築し、地域に根差した家保業務の遂行を念頭に、農家の安定経営、畜産振興及び食の安全・安心に寄与していく所存です。

最後になりましたが、令和2年7月豪雨で甚大な被害を受けた人吉・球磨、水保・芦北地域は、着実に復興の歩みを進めています。清流「球磨川下り」

のほか、熊本県出身の漫画家、緑川ゆき先生の作品「夏目友人帳」とコラボした影絵ライトアップイベントも開催されるなど、人吉市街地も観光客の賑わいが戻りつつあります。「夏目友人帳」に描かれている舞台の原風景とされる九州の小京都、人吉・球磨の美しい風景とともに、美味しい食と球磨焼酎を楽しみに足を運んでいただけたら幸いです。



建設業協会とのHPAI対策打合せ



動物フェスタへの参加



ライトアップイベント影絵

☆動物用医薬品副作用報告 (令和8年2月)

(1/3)

産業動物における動物用医薬品副作用に関する報告 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の10)

製品名	ボビバック B5
製造販売業者名	共立製薬株式会社
動物種	牛
発現動物数 / 投与動物数	6 / 450
性	メス
年齢	不明
投与前の健康状態	不明
以前の使用歴	なし
以前使用時の副作用の有無	—
投与量	1 ドース
投与方法	筋肉内注射
投与日	R7.11.25
副作用発現日	R7.11.26
副作用の種類	食欲減退、乳量減少、死亡、起立不能、死産、難産、子宮内死亡
治療の有無	無処置
転帰	後遺症あり (5頭) 死亡 (1頭)
担当獣医師による評価	因果関係がある可能性がある。
製造販売業者による評価	"本事例では、ボビバック B5を450頭に接種後、残餌の増加と乳量減少が認められた。これらの症状は接種翌日に発現しており、本剤の添付文書に記載されている「一過性の元気消失・食欲減退」から想定される範囲内である。症状は特別な治療なく1週間程度で回復したことから、ワクチン接種に伴う一般的な副反応と考えられる。 死産した3頭 (転倒死亡1頭、起立不能による廃用1頭、難産による廃用1頭)については、いずれも接種後8日以内に発生しており、ワクチン接種後の体調不良が二次的に影響した可能性は否定できないものの、本剤との因果関係は不明である。また、死産3頭については接種後3日から7日以内に発生しており、本剤との因果関係は否定できない。ただし、うち分娩予定日に自然分娩した2頭については冬季に散発的にみられる事象との獣医師の評価もあり、季節的要因も考慮する必要がある。"

☆動物用医薬品副作用報告（令和8年2月）

(2/3)

産業動物における動物用医薬品副作用に関する報告（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の10）

製品名	“京都微研”キャトルウィン-6
製造販売業者名	株式会社微生物化学研究所
動物種	牛
発現動物数／投与動物数	1 / 1
性	メス
年齢	1歳10カ月
投与前の健康状態	不明
以前の使用歴	あり
以前使用時の副作用の有無	なし
投与量	1ドース
投与方法	筋肉内注射
投与日	R7.12.17
副作用発現日	R7.12.17
副作用の種類	流産
治療の有無	無処置
転帰	回復
担当獣医師による評価	評価なし。
製造販売業者による評価	原因が特定されていないが、本剤の注射と流産の発現に時間的な関連性があり何らかのきっかけになった可能性は否定できないため、因果関係はないとはいえないと考える。

☆動物用医薬品副作用報告 (令和8年2月) (3/3)
産業動物における動物用医薬品副作用に関する報告
(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の
確保等に関する法律第68条の10)

製品名	スワイバックC
製造販売業者名	共立製薬株式会社
動物種	豚
発現動物数/ 投与動物数	1 / 19
性	オス
年齢	48日
投与前の 健康状態	良好
以前の使用歴	なし
以前使用時の 副作用の有無	なし
投与量	1mL
投与方法	筋肉内注射
投与日	R8.1.17
副作用発現日	R8.1.7
副作用の種類	アナフィラキシーショック
治療の有無	無処置
転帰	死亡
担当獣医師に よる評価	因果関係がある。
製造販売業者に よる評価	接種前の健康状態に問題はなく、接種後2分以内にアナフィラキシー様ショック症状を呈していたことから、ワクチン接種によるアレルギー反応が考えられる。今後も同様の情報収集を行う。

~~~~~  
通 信  
~~~~~

まだ5月中旬ですが、真夏日の気温を軽く超え、早くもほぼ猛暑日という地域も見られてきています。今年もいやになるほど暑くなりそうな中、すでに熱中症で搬送される方の増加も報道されているところであり、ご自身及び周りの方の健康管理には十分ご注意いただければと思います。

さて、我が国家畜衛生の根幹である家畜伝染病予防法については、その見直しについて、多くの方の意見もいただきながら、検討がなされてきましたが、改正法案が去る4月23日に衆議院本会議で、5月15日に参議院本会議でそれぞれ可決され、改正法として成立したところです。今後、必要な手続きを経て、公布されることとなりますが、その効力が生じる日（施行日）は内容ごとに異なり、豚熱の選択的殺処分の導入や国が負担する検査費用の対象の追加は公布の日に、ランピースキン病の家畜伝染病への追加や輸入禁止品への対応の強化等は公布から3か月以内の政令で定める日に、登録飼養衛生管理者による動物用生物学的製剤の使用については、公布から1年以内の政令で定める日となります。それぞれの内容の円滑な導入に向け、農水省では丁寧な説明に努めてまいりますので、運用へのご協力をよろしくお願いいたします。

毎週月曜日発行
家 畜 衛 生 週 報
編集・発行：農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課
☎03(3502)8111 内線 4581
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1